

令和5年 第12回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和5年8月22日（火）
開会 午後5時00分 閉会 午後6時00分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 松本明彦 野木三司 関美幸 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 引野雅文 教育理事 田辺健二 総括指導主事 久保有紀
教育総務課長 西村 隆 学校教育課長 川村義輝
子ども未来課長 蒲田幸宏 生涯学習課長 安達 純
スポーツ推進室長 下戸裕子 文化財保存活用課長 村田雅之
- 5 書 記 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣
- 6 議 事
- (1) 議案第64号 令和6年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について
- (2) 議案第65号 令和6年度使用京丹後市立中学校教科用図書の採択について
- (3) 議案第66号 小西区地域活性化事業の開催に係る後援について
- (4) 報告第24号 財産の取得について（京丹後市立網野学校給食センター整備事業厨房機器購入（専用厨房機器））
- (5) 報告第25号 財産の取得について（京丹後市立網野学校給食センター整備事業厨房機器購入（その他厨房機器））
- 【追加議案 議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、報告第26号、報告第27号、報告第28号】
- (6) 議案第67号 京丹後市文化財保存活用基金条例の制定について
- (7) 議案第68号 京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (8) 議案第69号 京丹後市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (9) 議案第70号 京丹後市子ども未来まちづくり審議会条例等の一部改正について
- (10) 議案第26号 京丹後市立網野学校給食センター整備工事（建築主体工事）請負契約の締結について
- (11) 議案第27号 京丹後市立網野学校給食センター整備工事（電気設備工事）請負契約の締結について
- (12) 議案第28号 京丹後市立網野学校給食センター整備工事（機械設備工事）請負契約の締結について

7 その他

8 会議録 別添のとおり (全21頁)

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和5年9月13日

教 育 長 松本 明彦

署 名 委 員 野木 三司

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 松本明彦
- 〔被招集者〕 野木三司 関 美幸 安達京子
- 〔説 明 者〕 教育次長 引野雅文 教育理事 田辺健二 総括指導主事 久保有紀
教育総務課長 西村 隆 学校教育課長 川村義輝
子ども未来課長 蒲田幸宏 生涯学習課長 安達 純
スポーツ推進室長 下戸裕子 文化財保存活用課長 村田雅之
- 〔書 記〕 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣
- 〔欠 席 者〕 田村浩章委員

〈松本教育長〉

ただいまから「令和5年 第12回京丹後市教育委員会臨時会」を開会いたします。

皆さん、こんにちは。夕方の出にくい時間帯の開催となりましたが、お集まりいただきありがとうございます。

教育委員の皆様にもお伝えしておりました教育委員会事務局の大変重要な事業として昨年度から取り組んでおります「Kyotango Sea Labo」を、本年度は8月8日から5日間連続で実施しました。本年度はほとんどの内容を公開としましたので、教育委員さんをはじめ、小中学校の管理職、教員、近隣市町の教育委員会関係者、丹後教育局の指導主事など、本当に多くの皆さんに参観いただきました。また、新たな教育・人材育成の在り方に関する検討会で協議している内容とも近い事業でもあることから、また本年度は多くの市内在住の高校生がこの「Kyotango Sea Labo」に参加していることもあり、検討会に出席いただいている峰山高校の岡田校長先生をはじめ、たくさんの高校関係者の皆さんにも、熱心に多くの内容を参加いただきました。

また本年度もトロント大学とスタンフォード大学の日本人研究者の方々にも3日目から合流いただき、基本的には英語を使って、京丹後市の産業に関する課題解決的な学びをデザイン思考という手法を使って深めていきました。

高校生にとってもなかなかチャレンジングなプログラムですから、中学3年生にとってはさらにハードルの高いものとなりましたが、同じグループとなった友だちと知恵を出し合い、協働しながら、英語を駆使しつつ課題解決の方法まとめ、形にしました。

そして実際に見学に行かせてもらい、丁寧に思いを聞かせてもらった事業者の方々を最終日は会場に招いて、自分たちが考えた課題解決のための方策を英語でプレゼンすることができました。参加者の方々からプレゼン後多くの質問等もらいましたが、これまでの学びが自

信となったか、参加したどの生徒も自分の言葉で堂々と答える姿が大変印象的で、5日間で本当に成長した姿を見せてくれました。

2学期からは、参加した生徒たちが、各中学校、高校で、英語の学びを引っ張るリーダーとなるだけでなく、探究的な学びにおいてもリーダーシップを発揮してくれることを期待しています。

本日は、「令和6年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について」をはじめ、追加議案も含め7議案の審議と報告5件を予定していますので、どうぞよろしくお願いたします。

<松本教育長>

本日の会議録署名委員の指名をいたします。

野木委員を指名しますのでお願いします。

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。

<松本教育長>

初めに、議案第64号及び議案第65号の2議案は、令和6年度に使用する教科書採択についての関連議案となりますので一括議案としたいと思いますが、御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認めます。よって、議案第64号「令和6年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について」、議案第65号「令和6年度使用京丹後市立中学校教科用図書の採択について」の2議案を一括議案とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<川村学校教育課長>

議案第64号「令和6年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について」と、議案第65号「令和6年度使用京丹後市立中学校教科用図書の採択について」は、関連していますので、一括して説明させていただきます。

最初に、議案第64号「令和6年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について」説明します。

小学校用教科書の採択については、資料1の令和5年5月11日付け5教学第614号「令和6年度使用教科書の採択事務処理について」の通知にて、令和5年度の小学校用教科書の採択については、全ての教科書について、令和4年度に採択したものと異なる教科書を採択することができる。とされています。

今年度は、令和5年4月19日に第1回丹後教科用図書採択地区協議会を開催し、小学校教科用図書の採択に向けて取組みを進め、7月25日、27日の第2回、第3回目の採択地区協議会で、一教科5人の調査員で行った調査研究の結果報告を各代表調査員から受け、8月2日の第4回目の採択地区協議会で選定を行いました。資料3の令和5年8月10日付け5丹教協第16号「令和6年度丹後地区使用小学校教科用図書の選定について（通知）」にて、選定結果の報告を受けています。選定理由は、学習指導要領の趣旨を踏まえ、令和5年5月11日付け5教学第619号「令和6年度使用小学校及び特別支援学級並びに特別支援学校（小学部）の教科用図書の採択基準及び基本観点について（通知）」、令和5年7月14日付け5教学第961号「令和6年度使用小学校教科用図書選定資料について（通知）」、当協議会調査員が実施した調査研究結果等を総合的に勘案し、協議して1種選定したものです。

まず、選定された教科用図書の発行者ですが、別紙をご覧ください。令和5年度使用教科書と、令和6年度使用教科書を掲載しています。令和6年度から教科用図書として選定された出版社名と主な選定理由を御紹介いたします。

国語 光村図書出版株式会社

理由：学び方の見通しが分かりやすい。単元の初めに既習事項を振り返る工夫がされている。また、児童が議論しやすい内容を取り扱っている。

書写 光村図書出版株式会社

理由：各自が課題設定し、主体的に学んでいく工夫がされている。水書用紙がついて、自由に練習ができる。QRコンテンツが豊富である。

社会 東京書籍株式会社

理由：人権問題や領土の関係などの部分について配慮がされている。

地図 株式会社帝国書院

理由：修学旅行や校外活動などで活用しやすい地図となっている。

算数 株式会社新興出版啓林館

理由：学習しやすい工夫が多く、算数の見方や考え方に連なるような課題設定になっている。また、マルチリンガルの教科書に対応している。

理科 株式会社新興出版啓林館

理由：実験ごとに器具の取り扱い方が示されており、分かりやすい。児童の気づきや発見などを意識した学習の工夫がされている。また、STEAM教育との関連がある。

生活 株式会社新興出版啓林館

理由：スタートカリキュラムが充実しており、保幼から小学校へのスムーズな移行につながっている。びっくりずかんLIVEでは、児童の知的好奇心をくすぐる工夫がされている。

音楽 株式会社教育芸術社

理由：学び方が具体的に示されている。丹後に関わる作品が入っており、親しみやすい。

図画工作 開隆堂出版株式会社

理由：児童の学習意欲を高める工夫がされている。

家庭 開隆堂出版株式会社

理由：題材が色分けされており、何を学ぶのか分かりやすい。手順が見開きで、左から一方方向に示してあり、作業の流れが分かりやすい。また、伝統の料理が多く掲載されている。

体育 東京書籍株式会社

理由：授業と生活を関連づけながら、児童が主体的に学べるような構成となっている。

外国語（英語） 東京書籍株式会社

理由：交渉の情報量やデジタルコンテンツが豊富である。中学校英語につながる構成となっており、「聞く」「読む」「書く」のバランスがよい。また、ユニバーサルデザインが充実している。

道徳 東京書籍株式会社

理由：児童の学習段階に応じた構成となっている。ユニットを設定し、児童が考えたり気づかせたりする工夫がされている。多様な考え方ができる内容となっている。

なお、今回新たに採択された教科用図書につきましては、令和9年度まで同一のものを使用することになります。

次に、議案第65号「令和6年度使用京丹後市立中学校教科用図書の採択について」説明をさせていただきます。

中学校用教科書の採択については、資料1の令和5年5月11日付け5教学第614号

「令和6年度使用教科書の採択事務処理について」の通知にて、令和5年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないとされています。

したがって、中学校教科用図書は令和6年度まで同一のものを使用することになり、別紙のとおり令和6年度も令和5年度と同一の教科書を採択することになります。

京丹後市教育委員会事務委任規則第2条に、「教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。」と示され、その中に、「教科用図書の採択に関すること」があります。そのため、令和6年度使用小学校教科用図書の採択及び中学校教科用図書の採択について、教育委員会の議決を必要とするものです。

また、教科用図書の採択時期は、無償措置法施行令第14条に、使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとされているため、この8月の臨時会で御審議いただくものです。

令和6年度使用教科書の採択について、小中学校2議案を説明させていただきました。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

<松本教育長>

議案第64号及び議案第65号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<野木委員>

かなりの時間をかけて審議をして、こういった選定をさせていただきましたが、その会議をしている中で皆さんからの、御指摘があった部分を、私も同じように感じましたので、報告という形でさせていただきます。

調査員の方は、どの会社のものもまんべんなく平均的に調査をされると思いますが、一部の教科で調査員の思いの強い部分が見受けられたと、私は感じました。

ほかの方からもそういう御指摘がありましたが、私たちが審査するのは、調査員の思いではなく、その教科書の内容を審査したいと思っていましたので、そこが少し残念でしたけれども、どの教科書も公平に審査をさせていただいたと思っています。以上です。

<松本教育長>

ありがとうございます。

今後の教科用図書採択地区協議会の参考にさせていただくということで、その御意見についても伝えさせていただきたいと思います。

そのほか何か御意見、御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

〈松本教育長〉

それではお諮りをいたします。

議案第64号「令和6年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について」につきまして、原案どおり承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本教育長〉

次に、議案第65号「令和6年度使用京丹後市立中学校教科用図書の採択について」につきまして、原案どおり承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本教育長〉

次に、議案第66号「小西区地域活性化事業の開催に係る後援について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈引野教育次長〉

議案第66号「小西区地域活性化事業の開催に係る後援について」を説明させていただきます。

この事業は、貴重な文化財を拝観し、講演・法話を通じて区の歴史を学び、人と人との縁・つながりを大切にすることを目的に開催されるものです。

内容は、1日目は、京都の老舗料亭である「一子相伝 京料理なかむら」6代目当主の中村元計氏による講演、さらに紙芝居作家 森山道子氏による紙芝居「丹後ちりめん物語」の朗読、納棺の疑似体験が行われます。

2日目は、文化財保存活用課職員による「小西のルーツ」に関する講演、禅定寺御住職による法話が予定されています。

また、会期中は、秘仏「御本尊聖観世音菩薩像」を開帳し、一般公開されます。

主催は小西区、開催期間は令和5年10月7日土曜日と10月8日日曜日の両日、対象は小西区民並びに区内を問わず関心のある方とし、参加料は無料です。

会場は、峰山町小西にあります禅定寺です。

後援は、京丹後市と禅定寺が予定されています。

申請者は、小西区 区長 谷口貴彦氏です。

本事業は、市民の文化活動の促進に寄与し、京丹後市教育委員会としても後援するにふさわしい事業であると考えられることから後援を承認しようとするものです。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

<松本教育長>

議案第66号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第66号「小西区地域活性化事業の開催に係る後援について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本教育長〉

次に、報告第24号及び報告第25号は、京丹後市立網野学校給食センター厨房機器購入についての関連報告となりますので一括して報告としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認めます。よって、報告第24号「財産の取得について（京丹後市立網野学校給食センター整備事業厨房機器購入（専用厨房機器）」及び報告第25号「財産の取得について（京丹後市立網野学校給食センター整備事業厨房機器購入（その他厨房機器）」は一括報告とします。

事務局から説明をお願いします。

〈川村学校教育課長〉

報告第24号、報告第25号はいずれも「財産の取得について」ですので、一括して説明をさせていただきます。これらは、京丹後市立網野学校給食センター整備工事に付随する備品の整備であり、議会への報告・議決案件となるため、事前に教育委員会議に報告させていただくものです。

最初に、報告第24号「財産の取得について（京丹後市立網野学校給食センター整備事業厨房機器購入（専用厨房機器）」について、説明させていただきます。

購入の目的は、新規に建設を予定している網野学校給食センターにおいて、学校給食を提供するのに必要なスチームコンベクションオーブンや全自動洗米機、食器食缶洗浄機など、電源や給排水、ガス等の接続作業といった固定配管が必要となるような、専用性の高い調理機器類を取得するものです。

取得の方法につきましては、18業者による指名競争入札を行い、その結果、奥滝電気株式会社が1億5,950万円で落札いたしました。納入期限は、令和6年12月27日としています。

続きまして、報告第25号「財産の取得について（京丹後市立網野学校給食センター整備事業厨房機器購入（その他厨房機器）」について、説明させていただきます。

目的は、同じく新規に建設を予定している網野学校給食センターにおいて、学校給食を提供するのに必要な三槽シンク類、移動台や作業台など、汎用性の高い調理機器類を取得する

ものです。

取得方法につきましては、18業者による指名競争入札を行い、その結果、奥滝電気株式会社
が3,300万円で落札いたしました。納入期限は、令和6年12月27日としていま
す。

それぞれの報告に参考資料①として取得する備品の一覧表、参考資料②として取得する備
品のイメージ図、参考資料③として入札願末書をつけていますので御確認ください。

以上、よろしく願いいたします。

<松本教育長>

報告第24号及び報告第25号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

次に、本日追加議案4件、報告3件を準備しています。

それでは、議案第67号「京丹後市文化財保存活用基金条例の制定について」を議題とし
ます。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第67号「京丹後市文化財保存活用基金条例の制定について」を説明させていただきます。

令和4年度に文化庁認定を受けた京丹後市文化財保存活用地域計画に基づき、本市の貴重
な文化財の保存及び活用を計画的に推進するに当たり、必要な財源を確保し、当該事業に充
てるため、京丹後市文化財保存活用基金を設置するものです。

別記の条例案をご覧ください。

第1条では、先ほど申し上げました、本基金の設置の趣旨を規定しています。

第2条から第7条までにつきましては、本市で既に規定している他の基金条例と同様の内
容で、基金の管理や運用に係る規定を定めています。

附則として、この条例は公布の日から施行することとし、第2項にて「京丹後市ふるさと

応援寄附金条例」の一部を改正し、寄附金の使途指定先を規定している同条例の第2条第9号の次に、「京丹後市文化財保存活用基金事業」を加えます。

なお、この基金の積み立てについては、市の一般財源やふるさと応援寄付金からの繰り入れを検討しており、活用については、文化財保存活用地域計画に位置づけられている、文化財の保存や活用に関する、新規、拡充事業への活用を想定しているところです。

なお、本日承認いただきましたら、市議会9月定例会にて上程することとします。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

<松本教育長>

議案第67号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第67号「京丹後市文化財保存活用基金条例の制定について」につきまして、原案どおり承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第68号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第68号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を説明させていただきます。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正が令和5年6月16日に公布され、指定都市等における認定こども園の認定または認可に係る都道府県への事前協議を事前通知に見直す等の改正が行われます。

これに伴い、当該法律に従い、法律との整合を図るため、所要の改正を行うものです。

改正内容は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条中第10項が削除され、第11項が第10項となったことに伴う、条ずれを改正するものです。

新旧対照表をご覧ください。

第15条第1項第2号中の「第11項」を「第10項」に改めるものです。

附則として、この条例は令和5年9月16日から施行することとしています。

なお、本日承認いただきましたら、市議会9月定例会にて上程することとしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

<松本教育長>

議案第68号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第68号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきまして、原案どおり承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第69号「京丹後市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第69号「京丹後市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を説明させていただきます。

国の子ども・子育て支援交付金の対象となる放課後児童健全育成事業の内容について定める通知が改正され、放課後児童支援員とみなすことのできる研修修了予定者の内容が変更されたことに伴い、同通知の規定を引用しています関係条例について、所要の改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。

現在第11条第3項で職員（支援員）の研修について定めており、放課後児童支援員の要件であります「研修を修了したもの」に、（その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）を加え、これにより不要となる、現行の附則第2条、職員の経過措置を削るものです。

なお、この附則第2条につきましては、本来でしたら、国の通知に基づき令和5年3月31日まで有効であるべきものでしたが、この間の国の改正が当条例に反映できておらず、現状では経過措置期間が平成32年3月31日までで終わっていることとなっています。このことについては申し訳なく思っていますが、このことによる支援員の配置等への実際の影響はありませんでした。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしています。

なお、本日承認いただきましたら、市議会9月定例会にて上程することとしています。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

<松本教育長>

議案第69号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第69号「京丹後市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきまして、原案どおり承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第70号「京丹後市子ども未来まちづくり審議会条例等の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第70号「京丹後市子ども未来まちづくり審議会条例等の一部改正について」を説明させていただきます。

「こどもまんなか社会」の実現に向け、本市の子ども・子育て施策を総合的かつ一体的に推進するため、包括的に子ども・子育て施策を所管する「こども部」を、新たに令和6年度から市長部局に設置するため、本年9月市議会定例会で、京丹後市組織条例の一部改正を、上程することとしています。

参考資料の新旧組織一覧をご覧ください。こちらが組織条例の一部改正の内容となっています。左側が現行、右側が令和6年4月からの改正案となっており、新しいこども部では、現在の教育委員会子ども未来課の業務を、基本的に全て所管することとしており、子ども未来課は、教育委員会部局から市長部局に実質移行することとなります。

この組織改正に伴い、関連します京丹後市子ども未来まちづくり審議会条例、京丹後市立幼保連携型認定こども園条例及び京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例について、整合を図る内容に、今回、所要の改正を行うものです。

議案に戻っていただきまして、新旧対照表をご覧ください。

初めに、3ページ京丹後市子ども未来まちづくり審議会条例につきましては、第9条中「教育委員会事務局」を、「こども部こども未来課」に改めるものです。

次に、4ページ京丹後市立幼保連携型認定こども園条例につきましては、第6条中「教育委員会規則」を「規則」に改める、つまり、市長部局の規則に改めるものです。

次に、5ページ京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例につきましては、先ほどと同じく第9条及び第10条中「教育委員会規則」を「規則」に改めるものです。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行することとしています。

なお、このことに関連します要綱及び規則につきましては、今後改正する予定です。

また、新しいこども部のイメージの資料として、また別に参考資料を添付していますのでご覧いただければと思います。

本日承認いただきましたら、市議会9月定例会にて上程することとしています。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

<松本教育長>

議案第70号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<安達委員>

令和6年の4月1日からこども部として新しく始まるということですが、場所はもう決まりましたか。

<蒲田子ども未来課長>

場所は、峰山の福祉事務所東館、現在健康推進課がありますが、そこを考えています。今後改築等もして、準備をしてみたいです。

<安達委員>

改築というのは、4月1日までに新しく入れるようにするということですか。

<蒲田子ども未来課長>

この9月議会で補正予算も計上を予定してまいりまして、そこで必要な改修もしまして、4月には間に合うように、工事や備品等の購入も含めて準備をしてみたいです。

<松本教育長>

そのほか何か御意見、御質問等ありましたらお願いします。

<野木委員>

このこども部が向こうに行くということで、私は単純に、今の教育委員会の中でいろいろ作業されているものが、向こうに新たに行くという感じで捉えるのですが、実際現場におられる方々は、これから始まるものですのでいろいろ不安があったりするとは思いますが、この組織図を見ると、スムーズに連携が取れるのかなと、単純にそんなふうに思うのですが、そのあたりの御心配とかないですか。

<蒲田子ども未来課長>

当然、移行するということですので不安なことはあるとは思っていますが、その調整もしていきながら、当然教育委員会から市長部局に移行になりますので、学校との連携もまた側面は変わってはきますけれども、そこはこれまでどおりの連携ができるような仕組みも考えながら、業務を進めていくということで、不安は今後少しずつ対策としてはしていきたいと思っています。

<野木委員>

そのあたりよろしくお願いします。京丹後市は各市民局があつて、各部が分かれているということを前提に市の運営をしていると認識していますので、これから一つの部署が外へ出て、他の場所でもスムーズに連携が取れるということを、住民の方々や我々にも見せていただけるように、よろしく願いをいたします。

<引野教育次長>

今、重要な御質問をいただいたと思っていまして、「こども部の設置について」という資料にも少し書いていますが、今回は国のほうがこども家庭センターを設置するという規定を、努力義務ですがこれを全国的にそういったセンターを設置するようにということで通知されたことに基づいて、本市でも遅れを取らないように、こども家庭センターを新たに設けるということが主な趣旨になっていまして、今回それに伴い市の組織も改正することになります。

ここにありますように、子どもに関する部署というのは、これまでは子ども未来課と市長部局の健康推進課に分かれていたという面もあります。今回は、その分かれていた2つの部署を1つにまとめて、市民にとって窓口を一本化して分かりやすくすることと、お互

いの業務の連携をさらに取りやすくするというのが主な目的です。

一方で子ども未来課が教育委員会にあったことで、保幼小中一貫教育だとか、保育所・こども園と学校との連携というのがこの間すごくスムーズにいくようになりまして、家庭子ども相談室の対応ですね、虐待対応なども、連携が取れる関係が随分できてきました。市長部局に戻ることによって連携が弱まったりしないかという懸念は想像されると思いますが、これまで築いてきた実績だとか仕組みがありますので、そこは役所の中で十分に連携といたしますか工夫をして、その連携がおろそかにならないようなことは、我々のほうでできますので市民にとっての分かりやすさだとか利便性というのを重視して、こういった組織改正の提案に至っているということです。

<松本教育長>

次長から補足もいただきました。何か御質問、御意見ありますでしょうか。

<関委員>

今の次長さんの説明でよく分かったのですが、やはり京丹後市が保幼小中一貫教育を進めている以上は、ここにも連携というふうに書いていただいております、今まで本当に丁寧な連携ができていたと思いますので、部署が変わってもそこは大切に進めていっていただきたいという思いがあります。よろしくお願いします。

<松本教育長>

ありがとうございます。昨日も大宮学園の懇親会みたいなものが夜開かれたわけですが、こども園とか、それから北保育所の職員も一緒になってそういう場にも参加いただいておりますので、これまでの実績をしっかりと積み上げながら、部署として市長部局に移ったとしても、これまでの学園としての連携というところは変わることなく進めていけるのではないかとということと、この案にもありますように市民にとってということも、メリット・デメリットも多少あるとは思いますが、市民にとっての分かりやすさとか市民にとっての利便性ということも含めて、こういう方向性でということで御理解いただけたらと思っています。

何かほかにございませんでしょうか。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第70号「京丹後市子ども未来まちづくり審議会条例等の一部改正について」につきまして、原案どおり承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、報告第26号から報告第28号までの3報告は、京丹後市立網野学校給食センター整備についての関連工事となりますので、一括して報告としたいと思いますが、御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認めます。よって報告第26号「京丹後市立網野学校給食センター整備工事（建築主体工事）請負契約の締結について」、報告第27号「京丹後市立網野学校給食センター整備工事（電気設備工事）請負契約の締結について」及び報告第28号「京丹後市立網野学校給食センター整備工事（機械設備工事）請負契約の締結について」は一括報告とします。

事務局から説明をお願いします。

<引野教育次長>

報告第26号から第28号について、一括してご説明をさせていただきます。

まず、報告第26号「京丹後市立網野学校給食センター整備工事（建築主体工事）請負契約の締結について」です。

1 ページ目をご覧ください。

契約金額は9億4,050万円、契約の相手方は、山寅・好井特定建設工事共同企業体です。工事の概要は、給食センター鉄骨造2階建て、建築面積が1447.23平米、延床面積が1759.23平米です。工期は、令和7年3月31日までとしています。

2 ページ目は、見積願末書となります。建築主体工事については、予定価格が1億5,000万円を超えるため、「京丹後市特定建設工事共同企業体運用基準」に基づき、工事ごと

に結成する共同企業体（JV方式）を契約相手とすることが規定されています。一般競争入札を去る8月3日に実施しましたが、一者による入札で、最低制限価格未満での入札により入札不調となりました。契約の目的を達成するために、早期に契約する必要があることから、地方自治法施行令により定められている手続きにより随意契約による契約事務を行っているものです。

現在は契約の相手方と仮契約の締結準備をしていますが、予定価格が1億5,000万円を超える契約につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び京丹後市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の承認を受ける必要がありますので、9月1日の9月市議会定例会において、契約締結についての提案を行う予定としています。

3ページ目では外観イメージ図、4ページ目は位置図で網野町の旧郷小学校グラウンドに建設を予定しています。5ページ目は施設の配置図、6ページ、7ページは1階、2階のそれぞれの平面図を添付しています。

次に、報告第27号「京丹後市立網野学校給食センター整備工事（電気設備工事）請負契約の締結について」です。

1ページ目をご覧ください。

契約金額は2億1,175万円、契約の相手方は、森・奥滝特定建設工事共同企業体です。工事の概要は、網野学校給食センターの建築主体工事に伴う受変電設備、電灯設備、動力設備等工事一式です。工期は、令和7年3月31日までとしています。

2ページ目は、見積願末書です。電気設備工事については、予定価格が1億円を超えるため、「京丹後市特定建設工事共同企業体運用基準」に基づき、工事ごとに結成する共同企業体（JV方式）を契約相手とすることが規定されています。一般競争入札を去る8月3日に実施しましたが、初度の入札で落札者がなく、翌8月4日に再度入札を行いました。いずれも一者による入札で、なお予定価格の範囲内の価格で入札した者がなかったため、不落となりました。契約の目的を達成するために、早期に契約をする必要があることから、地方自治法施行令により定められている手続きにより随意契約による契約事務を行っているのです。

現在は契約の相手方と仮契約の締結準備をしていますが、報告第26号の建築主体工事同様に議会の承認を受ける必要がありますので、9月1日の市議会定例会において提案予定としています。

また、3ページ目からは、同様に外観イメージ図等の資料を添付しています。

次に、報告第28号「京丹後市立網野学校給食センター整備工事（機械設備工事）請負契約の締結について」です。

1ページ目をご覧ください。

契約金額は4億8,400万円、契約の相手方は、丹後北都・丹後水道特定建設工事共同企業体です。工事の概要は、建築主体工事に伴う空気調和設備、給排水衛生設備、浄化槽等

工事一式です。工期は、令和7年3月31日までとしています。

2ページ目は、見積願末書になります。機械設備工事については、予定価格が1億円を超えるため、「京丹後市特定建設工事共同企業体運用基準」に基づき、工事ごとに結成する共同企業体（JV方式）を契約相手とすることが規定されています。一般競争入札を去る8月3日に実施しましたが、初度の入札で落札者がなく、翌8月4日に再度入札を行いました。いずれも一者による入札で、なお予定価格の範囲内の価格で入札した者がなかったため、不落となりました。契約の目的を達成するために、早期に契約をする必要があることから、地方自治法施行令により定められている手続きにより随意契約による契約事務を行っているものです。

現在は契約の相手方と仮契約の締結準備をしていますが、建築主体工事、電気設備工事同様に議会の承認を受ける必要がありますので、9月1日の市議会定例会で提案予定としています。

また、3ページ目からは、同様の資料を添付しています。

以上、説明とさせていただきます。

<松本教育長>

報告第26号から報告第28号までを説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<野木委員>

給食センターそのものの質問ではありませんが、この場所は郷土資料館もあります。この配置図を見ていると出入り口は道が1本だけですよね、郷土資料館への一般の方の出入りもあると思いますが、配送トラック等の出入りは大丈夫ですか。そんなに広い道ではなかったと思いますし、できるのであればもう一つどこかに道ができれば安全になるのかなど、この配置図を見て感じています。

<引野教育次長>

この施設の前の道路につきましては、確かにそんなに広くはない市道になっています。

それぞれの施設の入口につきましては、5ページ目の配置図を見ていただきますと一応分かっていたのかなと思いますが、給食センターについては、左側のほうから出入りをして、体育館や資料館については、真ん中に木の絵があるのですがその隣のほうの現在の校門からの出入りというふうに、一応車両の出入口は分けることにしています。

通行量につきましては、給食センターは配送車を3台予定してまして、昼前後になりますと車の出入りがありますが、資料館のほうはそれほど多くの車両の出入りがないということもありまして、今のところはこの道路で十分対応ができるのかなと考えています。

<松本教育長>

出入りの道は一本だけど、各入口は違うということですね。

<引野教育次長>

はい。補足ですが、ちなみに工事中の工事車両の出入りにつきましては別の進入ルートを設けまして、この市道は工事車両は通らないと、そういう工事中の配慮はさせてもらおうと思っています。

<野木委員>

よく分かりました。ただ、私この郷小学校の建物そのものが趣きがあってすばらしい建物だと思って、郷土資料館になったことは大変よかったと思うのです。ですから、今後この施設というのは、いろいろな意味でいろいろな運用といいますか、市民の憩える場所として位置づけていってほしいなと思っているものですから、そういう意味では、現状では来館者は少ないかも分かりませんが、今後ここを拠点とするような、何か郷土の資料館としてもっと多くの人に来ていただけるようなものができればなという、そういうふうに思っていましたので、そうであるならば道一本よりも、もう一本他のところにあってもよいかなという思いで、少し意見を言わせていただきました。

<松本教育長>

ありがとうございます。
そのほか何かございませんか。

<松本教育長>

ないようですので、以上で本日の議事は全て終了させていただきました。
続いて、3のその他ということで、何かありましたらお願いいたします。

<松本教育長>

ないようでしたら、以上で第12回京丹後市教育委員会臨時会を閉会いたします。御苦勞様でした。

<閉会 午後6時00分>

[9月定例会 令和5年9月5日(火) 午前9時30分から]